

利用者のために

1 調査の目的

農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係のある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数等を作成することを目的としている。

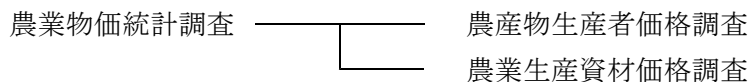
2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織並びに農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

(1) 農産物生産者価格調査

農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）

(2) 農業生産資材価格調査

農業生産資材を販売する小売店等

6 調査対象（選定方法）

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査都道府県

調査都道府県は、調査品目別に平成16年及び17年の青果物出荷統計、畜産統計等を用い、出荷量の多い都道府県から順次配列し、その累積出荷量が全国総出荷量の80%を超えるまでの都道府県とした。

イ 調査市町村

調査市町村は、調査品目別に平成16年及び17年の青果物出荷統計、畜産統計等を用い、調査都道府県別に出荷量の多い市町村から順次配列し、その累積出荷量が当該都道府県の総出荷量の80%までの市町村の中から、原則として、出荷量の多い6市町村を限度として選定した。

ウ 調査対象

調査対象は、調査市町村に所在する農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、農産物生産者価格が最も正確に調査できる出荷団体等を有意に選定

した。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査都道府県

調査都道府県は、全ての都道府県とした。

イ 調査対象

調査対象は、調査品目別に、各都道府県に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、当該都道府県の農業生産資材価格を最も正確に調査しうる小売店等を有意に選定した。

7 調査期間

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査月

調査月は、原則として当該調査品目の出回り月とし、平成16年及び17年の青果物出荷統計、畜産統計等を用い、出荷量の多い月から順次加算したとき、その累積出荷量が全国総出荷量の80%を超えるまでの月とした。

イ 調査日

農産物（野菜を除く。）の調査日は、毎月15日現在とした。また、野菜の調査日は、毎月5日及び15日とした。ただし、各調査日において調査不可能な場合等には、各調査日になるべく接近した日を調査日とした。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査月

調査月は、季節品目（出回り月が限られている調査品目）を除き、毎年1月から12月までとし、季節品目については、基準時（平成17年）の当該品目の出回り期間を考慮し定めた。

イ 調査日

調査日は毎月15日現在とした。

8 調査事項（項目）

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査品目

調査品目は、平成17年農業経営統計調査経営形態別経営統計（個別経営）結果（全国販売農家1戸当たり平均）により、農家が販売する農産物総販売金額に対し、おおむね95%をカバーするまでの品目及び価格政策上重要な品目、127品目とした。

イ 調査銘柄

調査銘柄は、全国的な取引量を基に品目における代表性、調査の継続性等を考慮して指定した。

ウ 調査単位

調査単位は、各調査品目の全国を通じた通常取引単位等を考慮して定めた。

エ 調査価格

調査価格は、農家が生産した農産物の販売価格（消費税含む。）からその出荷・販売に要

した経費（消費税含む。）を控除した価格である。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査品目

調査品目は、平成17年農業経営統計調査経営形態別経営統計（個別経営）結果（全国販売農家1戸当たり平均）により、農業生産資材の総現金支出金額に対しおおむね1万分の1以上の現金支出金額をもつ品目及び価格政策上重要な品目、162品目とした。

なお、ガソリン、灯油、パソコン、ホース及び塗料の5品目については、消費者物価指数（総務省）の公表値を利用して指数を作成した。

イ 調査銘柄及び調査単位

調査銘柄及び調査単位は、農産物生産者価格調査に準じて定めた。

ウ 調査価格

調査価格は、農家が購入する農業生産資材を販売する小売店等で実際に販売される平常の価格（消費税含む。）である。したがって、大量購入による値引き価格は調査対象としていない。

9 調査方法

民間事業者による調査員調査の方法により行った。

また、調査対象が特に希望する場合には郵送、ファクシミリ装置（FAX）又はオンラインによる自計調査（調査対象者が自ら回答を調査票に記入する方法）により行った。

10 集計方法・計算式

(1) 平均価格の算出方法

ア 農産物生産者価格調査

農産物の調査品目別平均価格は、月別及び年別にそれぞれ次の方法により算出した。

(ア) 全国月平均価格

全国月平均価格は、調査品目別に定めた調査都道府県別の月平均価格に青果物出荷統計、畜産統計等による平成16年及び17年の該当月の都道府県別出荷量をウェイトとした加重平均により算出した。

(イ) 全国年平均価格

全国年平均価格は、月平均価格に全国の月別出荷量をウェイトとした加重平均により算出した。

イ 農業生産資材価格調査

全国月平均価格は、調査都道府県別月平均価格の単純平均により算出した。また、全国年平均価格は、この全国月平均価格を単純平均して算出した。

(2) 指数の作成方法

ア 農業物価指数（平成17年基準）

(ア) 指数の編成

指数の編成は、次のとおりである。

農業物価指数 — 農産物価格指数
 └ 農業生産資材価格指数

(イ) 類区分

類区分は、農産物価格指数11大分類、農業生産資材価格指数12大分類とした。

(ウ) 指数採用品目

指数に採用する品目は、農産物120品目、農業生産資材136品目とした。

(エ) ウェイト

価格指数の算定に用いるウェイトは、次のとおりである。

a 年平均価格指数の算定に用いるウェイト

年平均価格指数の算定に用いるウェイトは、平成17年農業経営統計調査経営形態別経営統計（個別経営）結果による全国販売農家1戸当たり平均を用いて、農産物については農産物販売金額から作成し、農業生産資材については、現金支出から作成した。

b 月別価格指数の算定に用いるウェイト

農産物の月別価格指数の算定に用いる類別ウェイトは、年平均価格指数の算定に用いるウェイトを年間を通じ固定して使用した。品目別ウェイトは、年平均価格指数の算定に用いる当該品目のウェイトを当該品目の年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウェイトで比例配分した暫定ウェイトを作成し、次にそれぞれの類において年間固定した類別ウェイトを暫定ウェイトに比例して品目別に配分し作成した。なお麦類、雑穀の出回りの無い期間については、年平均価格指数の算定に用いるウェイトを使用した。

農業生産資材の月別価格指数の算定に用いるウェイトは、年平均価格指数の算定に用いるウェイトを年間を通じ固定して使用した。

注： 農産物の月別価格指数の算定に用いるウェイトは、農産物の品目別月別ウェイトに掲載した。

(オ) 基準時及び基準時価格

a 基準時

基準時は、平成17年（暦年）の1か年とした。

b 基準時価格

基準時価格は、農業物価統計調査による17年の年平均価格である。

(カ) 算式

指数の算式は、ラスパイレス式（基準時加重相対法算式）である。

価格指数（全国）

a 月別価格指数（全国）

(a) 品目別価格指数

$$I_{t u i} = \frac{P_{t u i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t u i}$ … t年u月におけるi品目の価格指数
(全国)

$P_{t u i}$ … t年u月におけるi品目の価格
(全国平均)

$P_{0 i}$ … 基準時におけるi品目の価格
(全国平均)

(b) 総合価格指数

$$I_{t u} = \frac{\sum_i I_{t u i} \cdot W_{u i}}{\sum_i W_{u i}}$$

$I_{t u}$ … t年u月における総合価格指数
(全国)

$W_{u i}$ … u月のi品目のウエイト
(季節品目については、「(キ) 月別総合
指数算出における季節品目の取扱い」
参照)

b 年平均価格指数 (全国)

(a) 品目別価格指数

$$I_{t i} = \frac{P_{t i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t i}$ … t年におけるi品目の価格指数
(全国)

$P_{t i}$ … t年におけるi品目の価格
(全国平均)

(b) 総合価格指数

$$I_t = \frac{\sum_i I_{t i} \cdot W_i}{\sum_i W_i}$$

I_t … t年における総合価格指数
(全国)

W_i … i品目のウエイト

(キ) 月別総合指数算出における季節品目の取扱い

季節品目については各品目ごとに出回り期間内の月の価格のみを調査することとし、出回りのない月は以下のように取り扱った。

注： 農産物及び農業生産資材の年総合指数算出に当たっては、出回り期間内の月の品目別価格のみを計算対象としている。

a 農産物価格指数

各品目ごとに出回りのない月はウエイトが0となるため指数計算から除外される。

ただし、麦類、雑穀の出回りが無い期間については、品目ごとに、直近の品目別出回り期間の月別指数を年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウエイトにより加重平均した指数を適用して、次の出回り期間まで保合（騰落無し）とし、月別総合指数算出に用いた。

b 農業生産資材価格指数

「種苗及び苗木」に属する品目については、直近の出回り期間の品目別月別指数を単純平均した指数、「賃借料及び料金」に属する品目については、直近の出回り期間の最終月の指数を、それぞれ出回りのない期間に適用して、次の出回り期間まで保合（騰落無し）とし、月別総合指数算出に用いた。

11 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

12 用語の解説

(1) 農産物価格指数

農家が販売する個々の農産物の価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに11の類別にまとめて作成している。

(2) 農業生産資材価格指数

農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに12の類別にまとめて作成している。

(3) 農業交易条件指数

農産物と農業生産資材の相対価格関係の変化を示すものとして使用されており、農業生産資材価格指数（総合）に対する農産物価格指数（総合）の比率として算定する。

$(\text{農産物価格指数（総合）} / \text{農業生産資材価格指数（総合）}) \times 100$

13 統計表の見方等

(1) 記号について

統計表に使用した記号は、次のとおりである。

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

(2) 品目別平均価格について

品目別の平均価格は、指数算定上の基礎資料として作成しているもので、調査銘柄の変更に伴い価格の連続性が保てないこともあるため、利用に当たっては十分留意されたい。

14 問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

代表：03-3502-8111 内線（3635）

直通：03-6744-2042